

〇〇〇クラブ規約

(名称)

第1条 本クラブは、〇〇〇クラブ（以下「本クラブ」という。）と称する。

(事務局)

第2条 本クラブの事務局は、松山市立〇〇中学校（以下「中学校」という。）内に置く。

(目的)

第3条 本クラブは、●●を通じて〇〇地区のスポーツ活動を推進し、会員の健全な心身の育成を図るとともに、中学校の●●部の地域クラブ活動を実施することを目的とする。

(事業)

第4条 本クラブは前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の技術向上のための練習
- (2) 対外試合の企画実施
- (3) 地域クラブ活動
- (4) 各種団体との交流
- (5) レクリエーション
- (6) その他、本クラブの目的達成のために必要な事業

(入会資格)

第5条 本クラブに入会できる者は、次の要件を備えていなければならない。但し、18歳未満の者については保護者の同意を得ることとする。

- (1) 原則として、〇〇地区内に在住・在勤・在学し、クラブの目的に賛同する者であること。
- (2) 本クラブの規約を遵守する者であること。

(会員)

第6条 本クラブの会員は、クラブの目的に賛同して入会した個人とする。但し、会員が18歳未満の者については、その保護者が代わりに議決権を行使できるものとする。

(入会手続き)

第7条 本クラブに入会を希望する者は、所定の手続きに従い申し込み、本クラブが定める会費を納入するものとする。また、入会后、入会申込時の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに届け出なければならない。

(会費)

第8条 会費の額及び納入方法については別に定める。

(会員資格の喪失)

第9条 会員の資格は、退会、除名、死亡によって喪失する。

2 会員が退会しようとする場合は、書面をもって会長に届け出るものとする。

(除名)

第10条 会員が次の各項に該当する場合は、役員会の決議を経て除名する。

- (1) 第5条の要件を満たさないとき。
- (2) 正当な理由なく会費を1年分以上滞納したとき。
- (3) 本クラブの名誉を著しく毀損したとき。

(役員の種類及び定数)

第11条 本クラブには、次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第12条 役員は、総会において互選により決定する。但し、会員が18歳未満の者については、その保護者が代わりに役員に就くものとする。

(役員の仕事)

第13条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 代表は、本クラブを代表し、クラブの運営全体を総括する。
- (2) 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるときにはその職務を代行する。
- (3) 会計は、代表・役員会の了解を得て、本クラブの会計事務を処理する。
- (4) 監事は、本クラブの会計事務を監査する。

(役員の任期)

第14条 本クラブの役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(会議の種類)

第15条 本クラブの会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第16条 総会は、会員をもって組織し、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び予算に関すること。
- (2) 事業報告及び決算に関すること。
- (3) 規約の改正に関すること。
- (4) その他、会長が附議した事項。

(総会の招集)

第17条 総会は、毎年1回、代表が招集する。但し、役員会が必要と認めたときは、代表が臨時総会を招集することができる。

(役員会の招集)

第18条 役員会は、必要に応じて代表が招集し、議長となるとともに、本クラブの円滑な運営を図るために必要な事項を決議する。

(会議の決議)

第19条 総会及び役員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

(経費)

第20条 本クラブの経費は、会費、事業などによる収入、補助金、寄付金、協賛金、その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第21条 本クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

附則

本規約は、令和8年 月 日から施行する。